

平成 22 年 2 月 10 日

名 古 屋 税 関

## 平成 21 年の名古屋税関における関税法違反事件の取締状況

名古屋税関は、平成 21 年の 1 年間に管内の空港や港湾等において不正薬物の密輸その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

### 1.不正薬物等

平成 21 年に名古屋税関において摘発した不正薬物等のうち、覚せい剤については、摘発件数が 7 件(対前年比 17%増)と増加したものの、押収量は、約 7,648g(同 33%減)と減少している。

大麻については、摘発件数が 3 件(同 79%減)となっており、押収量も約 258g(同 97%減)と大幅に減少した。

一方、麻薬については、コカインの摘発件数が 4 件(同 2 倍)となっており、押収量も約 3,374g(同約 4.8 倍)と大幅に増加した。また、MDMA等については、摘発件数が 1 件と昨年並みであったものの、押収量は 6,745 錠(同約 4.6 倍)と大幅に増加した。

### 2.その他

平成 21 年は、近年新たに麻薬に指定されたメチロンなどの麻薬の密輸事犯が全国的に相次いで摘発されており、当関においても、これらの事件処理を行っている。

なお、不正薬物以外のもので、主な関税法違反事件は以下のとおり。

- ◆大量の無水酢酸約 2.4 トンの無許可輸出事犯を摘発(2 月 2 件)
- ◆北朝鮮産サルトリイバラの葉の不正輸入事件を告発(11 月)
- ◆冷凍豚肉の輸入に際し関税を逃れた事犯を告発(12 月)

主な摘発事例（概要）

覚せい剤事犯

【事例 1】

中部空港税関支署は、平成 21 年 2 月、タイ王国から中部国際空港に入国した台湾人女性の携帯品検査において、着用中の下着内に隠匿していた、

覚せい剤 約 196 g  
を摘発した。



【事例 2】

中部空港税関支署は、平成 21 年 3 月、南アフリカ共和国から中部国際空港に入国した英国人男性の携帯品検査において、スーツケースを二重工作し隠匿していた、

覚せい剤 約 2,008 g  
を摘発した。



【事例3】

中部空港税関支署は、平成21年12月、コートジボワール共和国から中部国際空港に入国したフランス人男性の携帯品検査において、スーツケースを二重工作し隠匿していた、

覚せい剤 約1,470g  
を摘発した。



■ 大麻草等事犯

【事例4】

中部外郵出張所は、平成21年4月、中国から到着した国際航空小包郵便物の輸入検査において、郵便物内に隠匿していた、

大麻草 約181g  
大麻種子 約10,523g  
を摘発した。



## MDMA等麻薬錠剤事犯

### 【事例5】

中部空港税関支署は、平成21年8月、オランダ王国から中部国際空港に帰国した日本人女性の携帯品検査において、着用中の黒色スパッツ内に隠匿していた、  
MDMA等を含有する錠剤 6,745錠  
を摘発した。



## 向精神薬事犯

### 【事例6】

中部外郵出張所は、平成21年1月、中国から到着した国際航空小包郵便物の輸入検査において、郵便物内に隠匿していた、  
向精神薬 1,500錠  
を摘発した。



## ■ 無水酢酸密輸出事犯

### 【事例7】

名古屋税関は、平成21年2月、西部出張所において、アフガニスタン・イスラム共和国向けに中古自動車等として申告された輸出貨物から、青色プラスチック製容器48本に隠匿していた、

無水酢酸 約995kgを、

また、同じくアフガニスタン・イスラム共和国向けに中古自動車等として申告された輸出貨物から、黒色金属製容器7個に隠匿していた、

無水酢酸 約1,390kg

を各々摘発した。



新型合成麻薬について

以下は、平成 21 年中に摘発され、名古屋税関が事件処理を行った、近年麻薬に指定されたものであり、今後密輸、乱用が懸念される薬物として参考までに紹介します。

○麻薬である 2-メチルアミノ-1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オンを含有する錠剤 (商品名:Doves)



○麻薬である 2-メチルアミノ-1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オンを含有する黄色円形錠剤 (商品名:summer daze)



○麻薬である 1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン及び 1-ベンジルピペラジンを含む桃色楕円形錠剤(商品名:e.p.e.p)



- 麻薬である 1-ベンジルピペラジンを含む黄色カプセル  
(商品名:SPEED RUSH 18+)



- 麻薬である 1-(3 トリフルオロメチルフェニル)ピペラジンを含む灰色及び橙色カプセル  
(商品名:E BOMB)



※麻薬の指定

- ・麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第1号「麻薬」(別表第1第75号)
- ・麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令第1条
  - 第43号 1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン (TFMPP)  
平成15年10月18日指定
  - 第59号 1-ベンジルピペラジン (BZP)  
平成15年10月18日指定
  - 第61号 2-メチルアミノ-1-(3-4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン  
(メチロン) 平成19年2月3日指定

## 名古屋税関における主な不正薬物等の摘発実績

種類	年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	前年比
覚せい剤	件	-	-	8	6	7	117%
	g	-	-	11,318	11,393	7,648	67%
大麻	件	14	16	21	14	3	21%
	g	14,484	523	55,861	10,083	258	3%
大麻草	件	11	10	17	13	3	23%
	g	14,080	130	26,389	10,082	258	3%
大麻樹脂	件	3	6	4	1	-	全減
	g	404	393	29,472	1	-	全減
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	2	9	5	5	5	100%
	g	0	2,250	10	711	3,374	4.7倍
錠	錠	44,304	144	17,488	1,473	6,745	4.6倍
	件	-	1	-	-	-	-
ヘロイン	g	-	1,667	-	-	-	-
	件	-	3	2	2	4	2倍
コカイン	g	-	584	10	708	3,374	4.8倍
	件	1	3	2	1	1	100%
MDMA等	錠	44,304	123	15,691	1,464	6,745	4.6倍
	件	-	-	-	-	-	-
ケタミン	g	-	-	-	-	-	-
	件	-	-	-	-	-	-
メチロン	錠	-	-	-	-	-	-
	件	1	2	1	2	-	全減
その他の麻薬	g	0	-	-	3	-	全減
	錠	-	21	1,797	9	-	全減
向精神薬	件	2	8	2	2	8	4倍
	錠	392	1,912	740	1,666	4,890	2.9倍
合計	件	18	33	36	27	23	85%
	g	14,484	2,773	67,189	22,187	11,281	51%
	錠	44,696	2,056	18,228	3,139	11,635	3.7倍
銃砲	件	-	-	-	-	-	-
	丁	-	-	-	-	-	-
けん銃部品	件	-	-	1	1	-	全減
	点	-	-	1	2	-	全減

- (注) 1.税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
2.覚せい剤は、覚せい剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。  
3.MDMA等は、MDMA及びMDA等の合成麻薬の合計数量を示す。  
4.ケタミンは、平成18年3月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、平成19年1月1日より施行。  
5.メチロンは、平成19年1月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、同年2月3日より施行。  
6.端数処理のため数値が合わないことがある。  
7.数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
8.平成21年の数値は速報値である。